

退職される方へ 健保組合からのお知らせ

－目次－

- 退職後の健康保険について ····· p.2
- 任意継続保険について ····· p.2
- 任意継続保険料の納付方法 ····· p.3
- 任意継続保険料の初回月について · p.3
- 任意継続の手続きの流れ ····· p.4
- 退職後の給付について ····· p.5



●退職後、在籍時の保険証を使って受診することはできません。

退職後に在籍時の保険証(資格確認書)を使って受診することは不正使用となります。医療費等の全額を返納して頂くことになる他、処罰される場合がありますのでご注意願います。

ワールド健康保険組合

〒650-0046 神戸市中央区港島中町6-8-1

<https://www.world-kenpo.com>

<令和8年1月7日改訂>

退職後の健康保険について

75歳未満のワールド健康保険組合の被保険者が、退職後に健康保険に加入する選択肢としては以下のとおりです。



種類	手続き先	健康保険料の額
新しい就職先の健康保険に加入	新しい就職先で確認 (一般的には、会社の人事等が手続きしてくれます)	新しい就職先の健康保険にて決定されます
家族の健康保険の被扶養者として加入	ご家族の勤務先へ確認 (審査があり、扶養条件を満たす必要があります)	被扶養者の健康保険料は発生しません
国民健康保険に加入	お住まいの市区町村の国保窓口等へ手続きの手順や保険料の金額を確認	世帯の人数や、前年の所得などで決まり、お住まいの市区町村によって異なります 保険料の軽減制度もあります
ワールド健保組合の任意継続保険に加入	会社の給与処理課等提出窓口に申請	退職前に給与天引きされていた額の2倍(上限額有り) *詳細は下記表を確認ください

*退職前の給与額によっては、国保の保険料の方が安い場合があります。
国保の保険料と比較することをおすすめします。

任意継続保険について

被保険者が退職した時、次に就職するまでの空白期間をうめる橋渡し的な保険です。
注意) 被扶養者は自動的に削除。ご家族の扶養を希望する場合はあらためて申請が必要です

加入条件	<ul style="list-style-type: none"> ●在籍期間が継続して2ヶ月以上ある ●退職後20日以内に申請を提出 ※会社の提出窓口を経由して20日以内に健保組合必着
加入期間	●退職後引き続き、最長2年間。
保険料額	<p>次のAまたはBの、いずれか低い額を健保組合が決定します A: 退職前に給与天引きされていた額の2倍の額 B: 上限額 → 令和7年度は月額22,100円 (40歳以上は介護保険料が加わる為、26,208円)</p> <p>※保険料率見直しの為、年度ごとに保険料額の変更が生じる可能性があります (年度とは、4月～翌年3月)</p>

任意継続保険料の納付方法

自動引き落としではありません。ご自分でATM等にてお振り込みください。
納付方法は以下の3パターンから選択できます。

種類	説明	注意事項
単月	毎月の振込み ※納付期限は、毎月10日 (10日が土日祝の場合は翌銀行営業日)	毎月納付期限日を忘れないよう、注意が必要です ※納付期限を過ぎると資格を喪失します！
半期前納	前期：4月～9月 後期：10月～翌年3月 ※半期ごとに納付	単月に比べ、ひと月あたりの保険料が若干安くなります。（さらに、振込回数が少ないので、単月に比べて振込手数料分もお得になります。）
一括前納	一括：4月～翌年3月分 ※年間分を一括して納付	※納付期限を過ぎると単月扱いへ切り替えとなり、その際、追加の徴収金が発生します。 ※就職した際は就職月以降の保険料を返金します。

前納は、該当する期間分の保険料を、前月末日までにお振込みいただきます。

前納に関して詳しくお知りになりたい方は、健保組合までお問合せ下さい。

【参考例】標準報酬月額260千円で、令和7年4月から任意継続保険に加入した場合

種類	初回4月分	5月分～翌年3月	年間計
単月	¥22,100	¥22,100×11ヶ月 = ¥243,100	¥265,200
半期前納	¥22,100	5～9月 ¥109,423 10～3月 ¥131,094 = ¥240,517	¥262,617
一括前納	¥22,100	5～3月 = ¥238,392	¥260,492

※振込手数料が別途かかる場合があります。

※前納は該当期間の保険料を前月末日までに納付が必要で、納付書の発行日から入金までの猶予期間を2週間設ける必要があるため、5月以降分が前納扱いとなります。

任意継続保険料の初回月について

初回保険料は、後日、健保組合が別途指定する期限日までにお振込ください。
保険料は、任意継続の資格取得日の含まれる月から発生します。

【参考例】11月末日退職者→資格取得日は12月1日 →12月分から
11月20日退職者→資格取得日は11月21日 →11月分から

-3-

任意継続の手続きの流れ

- ① 会社にて「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」と「念書」を入手して、必要事項を記入。
- ② 会社窓口（給与処理課等）に提出。
退職後20日以内に健保組合へ必着する為、余裕を持ってお早めに提出してください。（お持ちの場合）資格確認書の返却をお願いします。返却が無い場合は任意継続の手続きが行えません。
- ③ 「資格情報のお知らせ」と保険料の「納付書」は、後日ワールド健保組合より直接ご本人に通知します。健康マイポータルから通知しますので、ログイン可能か予め確認をお願い致します。なお「資格確認書」は申請（要希望理由）により交付いたします。
- ④ 通知された納付書を確認し、納付期限内に健康保険料を振り込んでください。
納付期限は厳守。期限内に入金が確認できない場合は、任意継続資格を取消します。



任意継続資格喪失後に、誤って、任意継続資格で受診されると、不正使用となり、医療費等の全額を返納して頂くことになる他、処罰される場合がありますのでご注意願います。

任意継続における家族の扶養

引き続き家族の扶養を希望する場合は、あらためて申請が必要です
会社窓口にて書類を入手し、任意継続の申請と一緒に提出してください



【被扶養者認定要件】※以下のA・B全てを満たすこと

A：認定対象者が、主として被保険者の収入によって生計を維持している。
B：3親等以内の親族である。（※ただし同居が必要条件の場合があります）

認定対象者の収入状況・生活実態・被保険者が扶養するに至った事情や被保険者の扶養能力、経済的扶養の事実や内容等を総合的に審査し、社会的・常識的にみて判断します。

関係書類を提出することで無条件に認定されるものではありません。

被保険者が退職されたことで収入状況に変化が生じます。

扶養否認と判断する場合もあることをあらかじめご了承ください。



健康マイポータルについて ⇒
※ID/PW通知を紛失した等の場合は

world-kenpo@world.co.jpへご連絡ください。

-4-

退職後の給付について

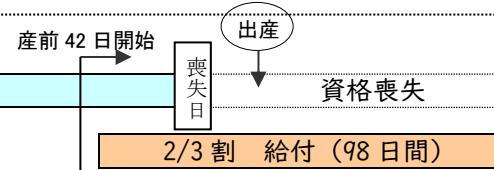
以下の給付は、要件を満たせば支給されます。

(任意継続保険に加入の有無は問いません。)

申請書の提出先は所属していた会社窓口（給与処理課等）です。

給付の種類	要 件	支給額
傷病手当金	<p><u>被保険者期間が1年以上</u>【注1】あり、資格喪失までに既に傷病手当金を受給している（又は受給要件を満たす）場合は、喪失後も引き続き継続した申請が可能です。【注2】</p> <p>※退職日に出勤した場合は継続給付を受ける要件を満たさないため退職日の翌日以降の受給はできません。</p>	1日につき 標準報酬日額 の2/3 【注3】
出産手当金	<p><u>被保険者期間が1年以上</u>【注1】であれば、喪失後の分娩であっても、産前42日（多胎妊娠の場合は98日）の開始が被保険者期間中の場合は申請が可能です（支給対象期間は産前42日（多胎妊娠の場合は98日）、出産日の翌日以降56日まで）</p> <p>詳細は、下の【図I】をご参照ください</p> <p>※退職日に出勤した場合は継続給付を受ける要件を満たさないため退職日の翌日以降の受給はできません</p>	
出産育児一時金	<p><u>被保険者期間が1年以上</u>【注1】あり、喪失後6ヶ月以内に出産した場合は、請求先として、退職後に加入中の健康保険等か、ワールド健康保険組合か、どちらかをご自身で選択できます（二重支給は不可。ワールド健保組合では、付加給付の支給はありません）</p> <p>※傷病手当金や出産手当金とは異なり、任意継続保険加入中の出産であれば強制被保険者期間が1年未満でも支給されます</p>	(R5.4.1 改正) 50万円 (産科医療保障制度未加入の場合 は、48.8万円)
埋葬料	<p>以下の①または②にあてはまる場合に支給されます</p> <p>①喪失後3ヶ月以内に死亡したとき ②傷病手当金または出産手当金の受給期間の死亡 または給付終了後3ヶ月以内に死亡したとき</p> <p>※ただし、資格喪失後に加入した健保組合に請求した場合はワールド健康保険組合での支給はありません（二重支給は不可）</p>	5万円

【図I】



注意点

任意継続保険加入後に発生した傷病や出産に関する傷病手当金および出産手当金の支給はありません。

注釈

【注1】ワールド健康保険組合で1年以上の被保険者期間がなくても、直前まで被保険者として健康保険に加入をしており、1日の空白も無く連続して1年以上である。（但し、国保・共済・任継は除く）

【注2】傷病手当金と雇用保険失業給付の併給はできません。このため退職後も引き続き傷病手当金の申請をされる場合は、「雇用保険失業給付に関する念書」も必ずご提出ください。

【注3】1日あたりの支給金額

$$\left[\text{支給開始日 (※) 以前の継続した 12 ヶ月} \right. \\ \left. \text{間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{ 日} \times 2/3$$

※支給開始日とは、一番最初に各手当金が支給された日

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、以下AとBを比べて、少ない方の額を使用して計算します。

A：支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
B：26万円

（前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）

問い合わせは
任意継続保険担当宛にお願いします。

TEL) 078-302-8185

申請用紙はワールド健康組合 HP から
プリントアウトしてください。
<https://www.world-kenpo.com>